

## 特定生産緑地の指定について

## 1 生産緑地と特定生産緑地の概要

生産緑地は、良好な生活環境の確保に効用がある農地に対して 30 年を限度として、建築行為等の制限を課すと共に税の軽減措置を図り、都市農地の保全を図る制度である。

平成 29 年度の生産緑地法の改正に伴い創設された特定生産緑地は、所有者からの申請により、生産緑地の指定告示から 30 年を迎える前に、買取申出ができる期限を 10 年間延長する制度であり、繰り返し 10 年間期限を延長することも可能である。また、生産緑地と同様に引き続き、建築行為等の制限と税の軽減措置を受けることとなる。

## 2 指定概要

今回、区が特定生産緑地に指定する地区は、平成 4 年度と平成 5 年度に生産緑地の告示を行った 13 地区 1.94ha です。

	地区数	面積
平成 4 年 11 月 10 日告示	11 地区	1.81ha
平成 5 年 11 月 10 日告示	2 地区	0.13ha
合計	13 地区	1.94ha

## 3 スケジュール（予定）

令和 3 年 1 月上旬 都市計画審議会への意見聴取

令和 3 年 1 月下旬 指定公示及び利害関係人への通知